

[事案 27-105] 特別配当金支払請求

・平成 28 年 2 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の設計書には特別配当金額が記載されているなどとして、特別配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 3 月および同 6 年 4 月に契約したこども保険について、以下の理由により、特別配当金を支払ってほしい。

- (1) 設計書には、特別配当金額が約 45 万円と記載されている。
- (2) 設計書の記載によると、特別配当は、普通配当と同様、すえ置型と読める。
- (3) 普通配当は毎年の通知により配当がないことを知らされていたが、特別配当については何も知らされていなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特別配当は未精算剰余の特別清算等の性格があるが、本契約ではこれらが存在しない。
- (2) 特別配当が確定するのは最終年度の配当を決める際であり、それ以前に特別配当が決定するわけではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時において特別配当の金額が確定するとは認められず、設計書の記載によっても保険会社に特別配当の支払義務があるとは認められず、また保険会社が契約期間中に特別配当の見込みの金額を申立人に通知する義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。